



22消安第8647号  
22総合第1539号  
22生畜第2074号  
平成23年2月4日

関係団体 宛て

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長  
総合食料局 食品産業振興課長  
生産局畜産部 食肉鶏卵課長

#### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

現在、家きんや野鳥等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されており、各地の関係者におかれては、本病のまん延防止のための監視や正しい知識の普及に御努力いただいているかと存じます。

本病に関する正しい知識の普及については、「高病原性インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」（平成23年1月22日付け22消安第8271号、22総合第1460号、22生畜第7766号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）等において御協力をお願いしてきたところです。

本通知においては、当該県産の家きんの卵及び肉の扱いについて、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、関係者への配慮をお願いしておりましたが、いくつかの小売店舗において不適切な表示が発見されるとともに、今般、愛知県豊橋市において、スーパーマーケット2社が、鳥インフルエンザの発生地であったことをもって、豊橋産の卵の取引を中止するという事案が発生した旨の報道がありました。

既に御案内のとおり、家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておられません。科学的根拠に基づかない対応は、厳に慎むべきことと認識いたします。

これを踏まえ、再度、本病に関する正確な知識の普及について、会員及び関係者の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。